

WTO 加盟で 中国の金融改革はどう進むか

- 加速する金融の市場経済化 -

中国の金融改革は、1998年3月に発足した朱鎔基内閣が掲げた「三大改革」の1つとして注目を浴びてきた。金融改革の目標は「社会主義市場経済」に適した金融システムの構築であり、そのためのさまざまな改革措置が実施されてきたが、中国の金融は、なお多くの問題を抱えている。一方、中国の世界貿易機関(WTO)加盟(2001年12月)によって金融サービス市場の開放は段階的に行われ、5年後には、ほぼ全面的に開放されることになっている。このため、中国は金融の市場経済化に向けて改革を一段と加速させる必要がある。

リスク管理を重点とする制度づくりへ

97年までの改革では、金融機関の体系や金融市場などの制度づくり、金融の監督管理を強化するための法規の整備などを実施した。商業金融と政策金融とを分離するための政策銀行の設立(94年) 中国人民銀行法、商業銀行法、保険法、手形小切手法などの金融法規の制定(95年) 全国統一のインターバンク・コール市場の開設(96年) などである。

また97年に発生したアジア通貨危機は、中国の党・政府指導部に深刻な危機感をもたらし、98年からはリスク防止、監督管理の強化対策がとられた。国有商業銀行4行に対する政府による資本注入、国際基準に従った銀行貸出債権のリスク分類の導入、違法金融機関の取り締まり強化と経営破綻金融機関の閉鎖、銀行、証券、保険業に対する業態別監督管理体制の確立などである。

不良債権処理の負担は重い

銀行の不良債権処理については、99年に政府全額出資による金融資産管理会社4社を設立

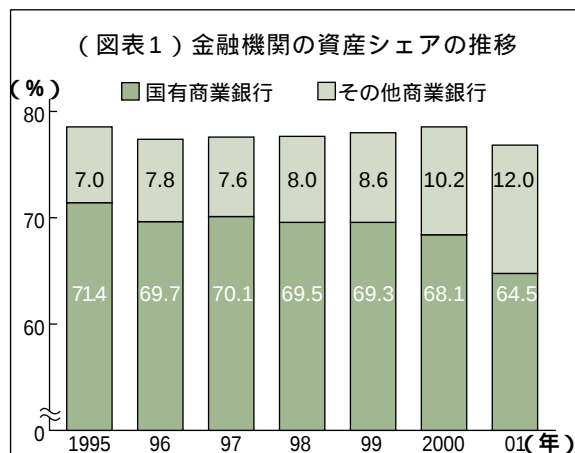
し、4大国有商業銀行(中国銀行、工商銀行、建設銀行、農業銀行)から98年末の貸出残高の約20%に当たる不良債権を簿価で引き取った。しかし、4大国有商業銀行の不良債権比率は、01年末で25.36%と依然高く、重い負担となっている。今後、この比率を毎年2~3%ずつ引き下げ、5年後には15%以下とすることが大きな経営課題である。

金融機関は非国有化、株式上場を目指す

中国経済は、計画経済・国有体制から市場経済・民営体制への移行過程にある。しかし、間接金融主体の金融分野では、国有金融機関のシェアが非常に高く寡占状態が続いている(図表1)。

国有商業銀行の経営は、現状、党や政府の意向に左右され、銀行自らによる経営革新のインセンティブに欠けている。このような体制を打破するため、政府は商業銀行の株式を公開する方針を打ち出し、今年4月までに、民生銀行、招商銀行など4行が国内上場を果たした。今後は4大国有商業銀行を含む金融機関の株式会社化と株式公開が順次行われる予定である。

しかし、人事面、経営面で多くの規制があるため、株式公開だけでは経営改善は進まない。



(資料)『中国人民銀行統計季報』より作成

一層の非国有化、組織・人員のリストラ、透明性の高い監督管理体制、公平な市場競争環境の整備が必要である。

WTO加盟で本格化する外資との連携

中国における外国銀行支店数は01年末で158店に達し、うち上海と深圳の一部支店(31店)では外資系企業との人民元建て取引が認められていた。ただし、国内金融保護を目的とした隔離政策によって、人民元貸出の残高は約390億元と金融機関全体の貸出の1%にも満たない。WTO加盟は金融サービス市場の開放をスケジュール化した。そのため、今後、銀行、保険、証券、消費者金融などの各分野で、外資の本格参入とそれぞれの得意分野における市場での競争が始まる。

銀行業を例にとれば、中国の銀行は全国的な拠点網、膨大な顧客数や預金を有するものの、外銀がもつ多くの金融商品とサービス、商品開発力や経営管理ノウハウが不足している。このため、リテール分野、コーポレート分野において中国の銀行と外銀との業務提携や資本提携が強化されることになろう。

金融サービス市場の開放は中国の金融機関に経営革新を迫るため衝撃であるといわれているが、他方、外資系企業を含む金融サービスの利用者には利益をもたらす。外銀の経験とノウハウは、中国の金融機関にとっても資産内容の改善と収益力の向上に役立つことになろう。近年、個人向け消費者ローンや民营企业との取引などが急速に拡大しており、これらの市場開拓のためには外銀との提携が有用である。

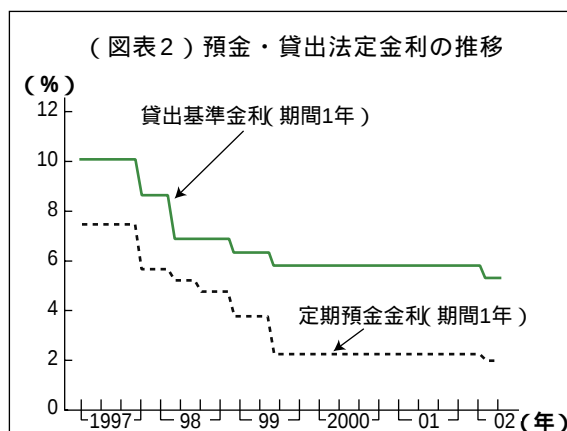
なお、中国では民营企业、中小企業に対する融資を拡充するためのインフラとして、信用補完制度や信用情報制度の整備を進めている。こ

れらの金融インフラを有効に活用することで、金融マーケットは一段と発展しよう。

金利と為替の自由化が段階的に進む

今後、規制緩和と市場競争を通じ、多様なニーズに応じた効率的、競争的な金融システムの形成が期待される。そのためには金利や為替の自由化も必要である。現状、人民元建ての預金・貸出金利は中央銀行による法定金利である(図表2)。預金金利については、まだ自由化の動きはないが、貸出金利は、中小企業向けが法定金利の3割増、農村信用組合は5割増を限度に引き上げることができるようになった。また、個人間の貸借については02年から法定金利の4倍までの金利を合法化するなど、リスクを反映した金利設定へ向けた動きも出てきている。

長期金利は、流通性のある国債の銀行窓口販売が今年4月に解禁されたことで、市場金利が形成されつつある。長短金利の自由化は、今後5年程度で段階的に進むと考えられる。金利自由化の進展に応じて、実質固定化されている人民元の対米ドル為替レートも変動幅を拡大し、中国にも本格的な金融自由化、グローバル化時代が到来することになろう。(桑田良望)



(資料)『中国人民銀行統計季報』より作成